



TOKOニュースレター

Vol. 183/2026年3月号

発行日：2026年3月16日

2月はミラノ・コルティナで2026冬季オリンピックが開催され、日本選手団は過去最高となる成果を収めました。日本は24個ものメダルを獲得し、これは従来の最多記録（北京2022の18個）を大きく上回りました。金メダルは5個、銀7個、銅12個という内訳で、複数の種目で躍進が目立ちます。フィギュアスケートスノーボード、スピードスケートでは複数のメダルを獲得し男女ともに活躍しました。

一方、オリンピックの経済効果が「以前ほど大きくない」とされており、背景にはいくつかの要因があります。まず、先進国での開催では、大規模インフラ投資や建設が国内経済を押し上げる効果が薄れてきているとの指摘があります。1980年代や90年代のように、潜在成長率を大きく上回るような経済効果は観測されにくくなっています。また、以前のように人が集まってテレビ観戦するといった事象も少なくなっているため、経済的な盛り上がりも起きにくいといった指摘もあります。

最新情報（2026年2月1日～2026年2月28日）

1. 業種別委員会

該当なし

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2026年 2月17日	公開 草案	「業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」の改正（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 2025年10月29日に企業会計基準委員会から企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等（以下「企業会計基準公開草案第89号等」）が公表されました。 これを受けて、企業会計基準公開草案第89号等に新たに取り入れられた項目との整合性を取るため、見直しを行ったものです。	—

2026年 2月17日	意見	「電気事業法施行規則等の一部改正等に対する意見公募」に対する意見について	2026年1月17日に資源エネルギー庁から「電気事業法施行規則等の一部改正等に対する意見公募」別ウィンドウで開くが公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（業種別委員会）では、当該改正案に対する意見を取りまとめ、2026年2月13日付けで提出いたしましたのでお知らせします。	
----------------	----	--------------------------------------	--	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当なし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 2月9日	研究 報告	「非営利法人委員会研究報告第 45 号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の理事者確認書に関するQ&A」【令和6年基準】及び「非営利法人委員会研究報告第 22 号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の理事者確認書に関するQ&A」【平成20年基準】の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2026年1月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第 45 号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の理事者確認書に関するQ&A」【令和6年基準】及び「非営利法人委員会研究報告第 22 号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の理事者確認書に関するQ&A」【平成20年基準】の改正について」を公表しましたのでお知らせします。 2024年（令和6年）5月に成立した「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」が2025年4月1日から施行され、本改正により公益法人制度の改革が行われました。 これを受け、内閣府では、所要の見直し及び「わかりやすい財務情報の開示」を実現するため、新しい「公益法人会計基準」等（以下「令和6年基準」という。）を2024年12月に決定、公表しました。 この令和6年基準は、原則、2025年4月1日以降に開始する事業年度から適用されますが、2028年4月1日前に開始する事業年度までは、従前の会計基準を引き続き適用することができる、とされています。そのため、2008年（平成20年）に定められた公益法人会計基準等（以下「平成20年基準」という。）	—

			<p>も存置されることとなります。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、令和6年基準を適用する公益法人等の法定監査において、監査人が理事者から入手する理事者確認書に関する特有の留意事項を新たに研究報告第45号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の理事者確認書に関するQ&A」として取りまとめるとともに、平成20年基準に係る監査の研究報告第22号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の理事者確認書に関するQ&A」の適合修正を行ったものです。</p>	
--	--	--	---	--

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 2月4日	意見	温室効果ガスプロ トコル公開草案 「スコープ2に関 する公開協議」に 対するコメントに ついて	<p>2025年10月20日に、温室効果ガスプロトコル（Greenhouse Gas Protocol）から、公開草案「スコープ2に関する公開協議」が公表され、広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（企業情報開示委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2026年1月29日付けで提出しましたのでお知らせいたします。</p>	—
2026年 2月6日	意見	企業会計基準公開 草案第89号「金 融商品に関する会 計基準（案）」等 に対する意見につ いて	<p>2025年10月29日に企業会計基準委員会（ASBJ）から、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2026年2月6日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—
2026年 2月10日	お知 らせ	「サステナビリテ ィ、外部の専門家 の作業の利用及び タックス・プラン ニング業務に関す る倫理規則実務ガ イダンス」並びに 「倫理規則の基本	<p>2025年10月15日にサステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用に関する「倫理規則」の改正公開草案を公表しました。</p> <p>倫理委員会では、当該公開草案及び2025年7月のタックス・プランニング業務に関する倫理規則改正を受けて、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案を公表しており、このたびその解説のための動画を配信いたします。動画の中では、倫理規則の基本的事項である基本原則及び概念的枠組みの適用についても、その内容と重要性</p>	—

		原則・概念的枠組み」の解説の配信	に関する理解を深めていただくために、解説を行っています。是非ご視聴ください。	
2026年 2月16日	意見	「人的資本可視化指針（改訂版）」（案）に対する意見について	2026年1月20日に、内閣官房から、「人的資本可視化指針（改訂版）」（案）が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（企業情報開示委員会）では、本改訂案に対する意見を取りまとめ、2026年2月9日付けで提出しましたのでお知らせいたします。	—
2026年 2月16日	意見	「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」（案）等に対する意見について	2026年1月16日に、経済産業省から、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」（案）等が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（企業情報開示委員会）では、本省令案等に対する意見を取りまとめ、2026年2月13日付けで提出しましたのでお知らせいたします。	—
2026年 2月17日	公開 草案	監査基準報告書700実務ガイドンス「事業報告等と有価証券報告書の一体書類に含まれる財務諸表等に対する監査報告書に係る実務ガイドンス（2026年版）」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）は、2026年2月17日付けで監査基準報告書700実務ガイドンス「事業報告等と有価証券報告書の一体書類に含まれる財務諸表等に対する監査報告書に係る実務ガイドンス（2026年版）」（公開草案）を公表いたしました。 当協会は、2021年8月に、一体書類として作成された「有価証券報告書兼事業報告書」に含まれる財務諸表及び連結財務諸表に対する監査報告書に関して、当該時点で考えられる作成上の留意点及び文例を取りまとめたものとして、監査基準報告書700実務ガイドンス第2号「事業報告等と有価証券報告書の一体開示に含まれる財務諸表に対する監査報告書に係る実務ガイドンス」（以下「監基報700ガ2」という。）を公表いたしました。 昨今において、2025年3月28日付けで金融担当大臣から全上場企業に対し、「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」が発出されたこと、また、株主総会の基準日を変更した旨を適時開示する会社も数社見受けられるといった環境の変化が生じ、今後、上場会社が事業報告等と有価証券報告書の一体書類を作成する可能性が高まってきていると考えられることから、現行の法制度下における一体書類に対する監査報告書の文例について再度	—

			<p>検討を行い、より実務的なガイドンスとして新たに取りまとめを行ってまいりました。このたび一定の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>なお、本実務ガイドンスの確定版公表は 2026 年4月下旬を予定しており、確定版公表時に、既存の監基報 700 ガ2は廃止する予定です。</p>	
--	--	--	---	--

II. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

前月発表されたデータ（帝国データバンク等）によると、中小企業の62.8%が2026年度の賃上げを見込み、大企業では93.8%に達する試算です。日本労働組合総連合会は、2025年に続き2026年の春闘方針で賃上げ率を全体「5%以上」、中小企業「6%以上」を掲げていますが、全体で「5%以上」と回答した企業は35.5%（821社）、中小企業で「6%以上」と回答した企業は、7.2%（2,143社中、155社）に留まっています。一部の大手企業では例年より前倒して満額回答をし、中小企業の賃上げを後押しする流れをつくっていますが、賃上げに「息切れ」する企業も増えています。

現在の中小企業の賃上げはその多くが「防衛的賃上げ」といわれています。賃上げ理由の74.3%が「労働力の確保・定着」であり、業績向上を伴わない人件費増が経営を圧迫しています。

今年1月に施行された「中小受託取引適正化法（取適法）」により、これまで努力義務だった価格転嫁交渉が、委託側（発注者）の誠実な協議義務へと格上げされました。2月・3月の価格交渉は、この法律を盾に「労務費上昇分」を堂々と価格に反映させる機会の一つとなると考えられます。今後は一時的でなく、労務費の上昇を価格転嫁した上で、持続可能な賃上げを目指していくことが肝要です。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703